

意見書の要旨

[議第418号]

東京都市計画道路の変更（区画街路都市高速鉄道東急電鉄大井町線附属街路第1号線、第2号線、第3号線）に係る都市計画の案を、令和5年6月6日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定による意見書の提出があった。その意見書の要旨は、次のとおりである。

名称	意見書の要旨	品川区の見解
東京都市計画道路 （区画街路都市高速鉄道東急電鉄大井町線附属街路第1号線、第2号線、第3号線）	<p>I 賛成意見に関するもの 0通（0名）</p> <p>II 反対意見に関するもの 0通（0名）</p> <p>III その他の意見 3通（3名） 【説明会について】 （1）説明会について、周辺住民および関係者への説明と、当該住民の意見を聞き反映させる取組みが不足している。周辺住民等に対し、計画の周知徹底を図り、理解を得られる説明会の複数回の開催および当該住民の意見を反映したまちづくりを求める。</p>	<p>I 賛成意見に関するもの</p> <p>II 反対意見に関するもの</p> <p>III その他の意見 【説明会について】 （1）令和5年2月に都市計画素案説明会を2回開催させていただき、9日の説明会では246名の方に、11日の説明会では147名の方に参加いただきました。今後も用地測量や用地取得、工事実施前などの事業の節目ごとに丁寧な説明会を開催し、地域の皆様のご理解とご協力を得ながら取り組んでまいります。</p>

	<p>【鉄道の構造形式について】 (1) 鉄道の構造形式を高架式とした場合の周辺住民への影響等を考えて、地下方式にしてほしい。</p> <p>【補償について】 (1) 用地提供のための建物の一部取壊しによって建物の耐震強度が不足するため、継続して居住することが困難となる。物件移転補償をしてほしい。</p> <p>(2) 用地提供後、残地に現住居と同等の建物を建築することが困難であるため、残地補償をしてほしい。</p> <p>(3) 物件移転補償は、建物移転補償だけでなく、工作物移転補償、動産移転補償、仮住居補償も加えてほしい。</p> <p>(4) 素案説明会において総事業費は約 240 億円との説明があった。鉄道付属街路全区間に関して、用地補償、物件移転補償、残地補償を考慮した総事業費となっているか。</p>	<p>【鉄道の構造形式について】 (1) 東京都市計画都市高速鉄道東急電鉄大井町線については、東京都決定案件であるため、頂いたご意見につきましては東京都へお伝えします。</p> <p>なお、側道は、駅へのアクセス性の向上など沿線地域の利便性を高めるとともに、防災性を向上させること等を目的に整備を行っていくものです。</p> <p>【補償について】 (1) ~ (3) 用地取得や補償につきましては、都市計画決定の手続きを経て、都市計画決定後、事業認可を取得し、用地折衝に入る前の用地補償説明会において、別途説明が行われます。補償の内容については、個々の事情により異なりますので、測量及び物件調査完了後、用地折衝を行う際に改めてお話しすることとなります。</p> <p>(4) 事業費は工事費と用地費の合計となっており、用地費の中には、補償に関するものも含まれております。</p>
--	--	---

意見書の要旨

[議第419号]

東京都市計画道路の変更（区画街路品川区画街路第8号線）に係る都市計画の案を、令和5年6月6日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定による意見書の提出があった。その意見書の要旨は、次のとおりである。

名称	意見書の要旨	品川区の見解
東京都市計画道路 （区画街路品川区 画街路第8号線）	<p>I 賛成意見に関するもの 0通（0名）</p> <p>II 反対意見に関するもの 2通（2名）</p> <p>1. 都市計画に対する意見 【交通広場の必要性について】 （1）交通広場について再考を求む。乗換駅でない戸越公園駅が交通結節点になるとは考えづらい。歩行者の安全を考えるならば、車通りを少なくする方が合理的である。</p>	<p>I 賛成意見に関するもの</p> <p>II 反対意見に関するもの</p> <p>1. 都市計画に対する意見 【交通広場の必要性について】 （1）区では、高齢者や障害者、子育て世代等の利用を考慮して、タクシーや自家用車が乗り入れる空間を一定程度確保すべきと考えております。また、令和元年度に策定した戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編へのご意見として、車両の乗入れについて要望がありました。 計画検討にあたっては、歩行者の安全性・快適性を向上させるため、歩行者の空間を確保し、また駅利用者の利便性が向上するよう取り組んでまいります。</p>

	<p>【交通広場の規模について】 (1) 住民の立退きが発生するのだから、広場は最小限の面積とするべきだ。縮小するよう見直してほしい。</p> <p>Ⅲ その他の意見 1 通 (1 名)</p> <p>【説明会について】 (1) 説明会について、周辺住民および関係者への説明と、当該住民の意見を聞き反映させる取組みが不足している。周辺住民等に対し、計画の周知徹底を図り、理解を得られる説明会の複数回の開催および当該住民の意見を反映したまちづくりを求める。</p>	<p>【交通広場の規模について】 (1) 交通広場の規模は、駅前広場計画指針（建設省監修）に則って算出しております。今後、本指針を基に地区の特性に応じて施設配置計画を検討してまいります。</p> <p>Ⅲ その他の意見</p> <p>【説明会について】 (1) 令和5年2月に都市計画素案説明会を2回開催させていただき、9日の説明会では246名の方に、11日の説明会では147名の方に参加していただきました。今後も用地測量や用地取得、工事実施前などの事業の節目ごとに丁寧な説明会を開催し、地域の皆様のご理解とご協力を得ながら取り組んでまいります。</p>
--	---	--